

産業競争力会議 実行実現点検会合（第27回）

（データ駆動型経済、未来投資）

（①IT利活用の更なる促進、②IoT/BD/AI、③モバイル分野の競争の更なる促進）

（開催要領）

1. 開催日時：2015年12月10日（木） 16:00～17:30

2. 場所：合同庁舎4号館共用第4特別会議室

3. 出席者：

高鳥 修一 内閣府副大臣

金丸 恭文 フューチャアキテクト株式会社 代表取締役会長

小林 喜光 株式会社三菱ケミカルホールディングス 代表取締役会長

野原 佐和子 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長

三木谷浩史 楽天株式会社 代表取締役会長兼社長

酒井 庸行 内閣府大臣政務官

松下 新平 総務副大臣

鈴木 淳司 経済産業副大臣

（議事次第）

1. 開会

2. 民間議員意見

3. 関係省庁による現状施策説明

4. 自由討議

5. 閉会

（高鳥内閣府副大臣）

アベノミクス第2ステージの成長戦略の一つの柱である生産性革命、未来社会の実現のためには第4次産業革命に向けてデータの流通、利活用等に関する環境の整備が非常に重要。

このため、本日は日本再興戦略2015に盛り込まれているIT利活用のさらなる促進、IoT・

ビッグデータ・人工知能の活用促進、それからモバイル分野の競争のさらなる促進、これらに関する施策について各省庁から取り組み状況の報告を受け、今後の取り組みについて議論していく。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

本日の点検会合では、IT利活用のさらなる促進、IoT/BD/AI、モバイル分野の競争のさらなる促進の3つのテーマを取り上げる。

まず、この分野全体におけるKPIの進捗状況について、配布資料の最後にある参考資料に基づき、事務局より説明する。

成長戦略ではKPIを施策ごとに設定しており、参考資料は本日のテーマに関係するものを抜粋したもの。KPIについては一つ一つ評価をしており、A評価というのは順調に進捗しているもの、N評価というのは今後データが得られるために現時点では評価困難なもの。

例えば、2ページ目49番の「公共データの民間開放について、2015年度中に、世界最高水準の公開内容(データセット1万以上)を実現する」や51番の「今後2年間で、サイバー攻撃対応に関する国際的な連携や対話の相手国等の数を現在約80カ国から3割増を目指す」については、関係府省の精力的な努力によって1年前倒しで目標を達成している一方、Nとなっているところは、今後データが得られるため現在未評価となっているため、目標の達成に向けて関係府省のしっかりとした取組をお願いします。

それでは、全体の議論に入る前に、本日議論するテーマ全体について小林主査から資料1の御説明をお願いします。

(小林主査)

今後の主要な論点について資料1に沿って説明する。

まず、前提になる課題認識について、高鳥副大臣からお話があったとおり、少子高齢化が進む日本が経済成長を遂げるためにはITの徹底的な利用活用による効率化、生産性の向上が必須であるということは論を俟たない。価値を生み出す源泉が、20世紀はハードウェア、それからソフトウェアへ移ったが、21世紀はソフトウェアからデータへ移行するとの見方もある。インターネット・オブ・シングズなどのネットワークと、そこで広く収集されるビッグデータ、高度なデータ処理をつかさどる人工知能、そしてそれらが相まった第4次産業革命とも称される潮流を日本が積極的に主導し、国際競争力を高めていく取組に官民の総力を結集すべきであるが、この実行実現点検会合ではこのような課題認識のもと、実効的な政策を進めていくために3つの論点をフォローしていく。

第1は「IT利活用の更なる促進」、第2は「IoT/BD/AI」、第3は「モバイル分野の競争の更なる促進」である。

まず「IT利活用の更なる促進」について。IT利活用を全面的に促進するために4つの政策的な取組を提言していくことが必要。

1 番目は、企業活動を通じて収集されたデータの徹底的利活用と個人情報の安全な取り扱いを両立させるための措置を講じ、データ社会の基礎を速やかに整備すること。

2 番目は、そのために安全・安心なデータ流通とビジネスでの円滑なデータ利活用、流通をバランスよく実現するため「代理機関」を速やかに製造設計し、次期通常国会への関連法案提出に向けて検討を進めること。

3 番目は、行政手続における対面、書面原則をIT原則に転換すること。IT化が困難な手続は、あくまでも例外として解消に向けた検討を進め、2020年度を目途にIT原則を行き渡らせること。

4 番目は、シェアリングエコノミーの健全な発展を促すために、必要な競争ルールや仕組み、環境を速やかに整備すること。新たな産業をスピーディーに発展させていくという共通観点のもと、関係省庁は政府一体となった取り組みを進めること。

第2に、「IoT/BD/AI」、これに対する具体的取組に当たってやはり4つの原則を確認したい。

1 番目に、経済産業省と総務省の協力の下、10月23日に設立されたIoT推進コンソーシアムでは、産学官連携の趣旨を生かしてビジネスモデルの創出、ビジネスを妨げる規制の改革と必要なルールの形成、最先端技術の開発、実証に迅速に取り組むこと。

2 番目に、研究開発支援に当たっては日本の競争優位な分野を生かすため、関係省庁の連携は当然としてアカデミアや企業、公的研究機関も巻き込み、強力で一元的な司令塔機能のもと、一体感を持って進めること。

3 番目に、IoT/BD/AIは経済社会システム全般を大きく変革する。これに対応するための「ビジョン」の検討に当たって、関係省庁が横断的に議論し、産業競争力会議でも議題としつつ、時間軸の明確な具体的なアクションプランまで落とし込んでいくこと。

4 番目に、ビジョンの検討に当たっては消費者観点で競争優位分野を見定め、「自前主義」に陥ることなく、ベンチャー企業、若手、外国人も積極的に登用し、オープンで新しい姿勢を旨とすること。その際、人材教育や働き方、知的財産など、幅広い課題に目を配ることが必要。

最後に、「モバイル分野の競争の更なる促進」に関して、IoT時代の新しいサービスの基盤を整備する意味でも以下の2点の取組を提言していく。

1 番目として、MNO事業者とMVNO事業者のイコールフットイングの観点から加入者管理機能、HLR、HSSの開放に向けて明確な方向性を打ち出すこと。そのために、必要な措置を具体的なスケジュールを示しつつ講じること。

2 番目として、多様なITサービスの普及に向けて必要な機能の速やかなアンバンドル化、事業者間の協議の迅速化、接続料算出方法の透明化等の措置を講ずること。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ただいま小林主査から、資料1に基づきフォローアップすべき論点として3つの論点が

提示をされた。

それでは、まずテーマ1の「IT利活用の更なる促進」について議論をしていく。内閣府、総務省の順番で主要施策の実行状況について御報告をお願いします。

(酒井内閣府大臣政務官)

IT利活用による情報流通の更なる円滑化を図ることは、超高齢化社会における諸課題の解決に有効であり、我が国の成長戦略の大きな柱の一つであり、成長戦略の鍵として「日本再興戦略」や「世界最先端IT国家創造宣言」にも記載をしている。

これを受け、IT総合戦略本部のもとに「ITの利活用に関する制度整備検討会」を立ち上げた。これまで議論を重ね、本日、IT利活用による情報流通の円滑化に向けた制度整備の基本的な方向性に関する中間整理を取りまとめたところ。

具体的には、

1. 情報流通を促進するスピードある施策の効果的・継続的な推進の制度化、
2. 安全・安心に情報を共有・利用する事業の円滑化、
3. シェアリングエコノミーのような新たなサービスの適正な事業運営の確保

における制度整備の基本的な方向性を提示した。

今後、この中間整理について意見募集を行い、その結果も踏まえて具体的な法制上の措置について検討し、国民一人一人がITの利便性を実感できるよう、IT利活用による情報流通の円滑化を図ってまいりたい。

詳細については、事務方から説明をさせたい。

(向井内閣審議官)

資料3の3ページからがその制度整備の基本的な方向性。

中身は3つあり、1つは総合的な計画と、もう一つが代理機関、さらにシェアリングエコノミーとなっている。

3ページ目はその総合的な計画の策定というところで、ITの利活用による情報流通の円滑化を官民一体となって推進するための総合的な計画ということで、単なる今の字で書いてあるというのではなくて、具体的に日程を決めて具体的にどういうことをやるかをきっちり書き込むような計画をつくるということにしている。

計画の内容についてはそこにあるとおりに、「行政手続等に係るオンラインの推進」「民間事業者の手続に係るオンライン利用の推進」など。

それから、次の4ページからは代理機関。そこに記載があるように、我が国が抱えるさまざまな社会的課題を解決するために、多様かつ大量の情報をIT利活用によって適切かつ効率的に収集、分析し、その利用を促進するための環境整備ということ。

そのためには、個人情報個人にかかわって適切に効率的に収集、分析するような代理的な機関の整備が必要なのではないかと考えている。

5 ページ以降で具体的なことが書いてあり、一番上が「個人情報委託管理型」といい、個人情報を含む情報を本人にかわって情報管理を図る形態。既に幾つかあると思われるが、これらについては現状、個人情報保護法で本人の同意のもとに行われているので、これらについて新たな法制化は必要ないと認識。

次の「個人情報の収集分析型」は分野によりけり。「医療分野」の場合、医療情報を持っている機関ごとに個人情報保護法制が異なる。また、いわゆる機微情報になるとオプトアウトの対象外になるので、こういった限定を外すことで、本人の求めに応じて提供を停止することができることを本人が知り得る状態に置くということで、本人同意なしで提供可能なようにする。その情報を代理機関が加工分析し、結果等を大学研究機関、製薬企業等に流す。一方で、それを本人に還元していくというスキームができるのではないかということが1つ。

2つ目は、「交通事故防止、災害の防止等の分野」。今、あちこちにあるカメラに映る情報は個人を特定するための情報ではなく、人の動き、何が障害になるか等を、個人を識別できないようにした上で特定の目的のもと自動車技術会社とか3D地図等の会社等に提供できないかというようなこと。これらについては、代理機関は本人同意なしで提供可能にできないかという議論。

6 ページ目は、IT活用を行う新たなサービスということで、いわゆるシェアリングエコノミー。最近いろいろな分野でシェアリングエコノミーサービスが登場しているが、インターネットの仲介機能の特性に伴う諸課題として、行政による実体把握の困難さ、情報の非対称性によるトラブルのリスク、いわゆる外部不経済の発生、事業者が外国にある場合の物理的・法的な困難性がある。

これらに対応するためのルール整備に向けて、7 ページに幾つかの整備のあり方を整理している。

第1に、事業の参入について適切な規制を導入するとともに、シェアリングエコノミーサービス事業者が提供者及び利用者の本人特定事項を確認することを義務づけることが必要なのではないか。

第2に情報の非対称への対応として、提供されるサービスが業法の許可等を受けて行われているものか等を確認して、その結果でサービス水準等の必要な情報を利用者に提供することを義務づけることが必要なのではないか。

第3に、外部不経済の発生に関してはシェアリングエコノミーサービス事業者にも一定の程度、責任を担わせ、苦情の相談窓口の開設や第三者から当該サービスに関する苦情の申し立てを行えるようにすることの義務づけ等が考えられるのではないか。

第4に、海外事業者にも規制を適用することが考えられるが、そのための事業所の国内設置を要件とする等の一定の把握のための仕組み等を設ける必要があると考えている。

「ITの利活用に関する制度整備検討会」の議論では、シェアリングエコノミーのあり方を検討する契機がいわゆる民泊にあることを踏まえ、シェアリングエコノミーサービス、

事業者のルールの整備に当たってはサービス提供者に係る業法その他の関連法令との関係をあわせて一体的に整備することも留意すべきという意見があった。このため、民泊に関する政府内での議論等も踏まえつつ、シェアリングエコノミーサービス事業者へのルール整備に関しては、その用意も含め、シェアリングエコノミーサービス事業者としての責務について検討を行うことが必要と考えている。

仲介するサービスの提供、利用により生命、身体、財産について損害が生じた場合、その被害者に対して損害を補償する場合に備えるためにとるべき措置や、仲介する提供者や利用者の総合評価を行う仕組みの適切な提供の仕組み、法令違反を認知した場合の監督官庁への届け出の仕組み等が考えられるのではないかとということで、中間取りまとめがされたが、今後この中間取りまとめを踏まえながら各省、あるいは規制改革会議での検討状況も踏まえつつ、できれば次期通常国会に予算非関連法案としてこの法案を出したいと考えている。

(松下総務副大臣)

総務省の取組について、本年6月に策定された成長戦略を踏まえて説明させていただく。資料4の1ページ目にあるとおり、ICT利活用の基本として、官民を挙げた対面・書面の原則からの脱却により、手続の効率化や国民の利便性向上を実現することがあるのは御案内のとおり。

このためにも、この度、国民に個人番号カードが配布され、安全・安心にオンラインの本人確認を行う公的個人認証サービスの民間利用が可能となることを契機に、この利活用を最大限図っていく必要がある。こうした中、成長戦略を踏まえた総務省の取組として、電子調達と電子私書箱の2つが挙げられる。

まず、政府調達事務の効率化として、法人の代表者から委任を受けた者が対面・書面なく電子申請、電子契約等を行うことを可能とする制度的措置について検討し、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始することとしている。

また、マイナポータルを活用したワンストップサービスの提供については、いわゆる電子私書箱機能を通じて、国民が個人番号カードを用いて官民の証明書類の提出を電子的に行う環境を整備することとしている。

次に、2ページ目にあるとおり、契約書等のやりとりを会社の代表者ではなく担当者が行う場合、安全・安心な送受信を可能とするためには、書面を作成した者について、担当者自ら作成した本人性、その法人の実在性、代表者から担当者への委任権限の3点が証明される必要がある。このうち、本人性や法人の実在性については、電子署名法や商業登記法に基づいて電子的に確認する手続が既に存在するが、代表者から担当者への委任権限については、電子の世界で担保する方策がなく、政府調達などでは代表者が直接委任の事実を証明することが求められる。

そこで、3ページ目のとおり、総務省では個人番号カードを用いた行政手続の電子化等を実現するため、個人番号カードの利活用や普及促進に関する方策について検討するため、本年9月より総務大臣主宰の懇談会を開催しており、本懇談会に設けられた公的個人認証サービス等のワーキンググループにおいて、個人の属性に関する認証を検討しており、制度やシステムの在り方について、年内に一定の方向性を示していきたい。

以上が成長戦略を踏まえたIT利活用に関する総務省の取組である。総務省としては、個人番号カードを活用した非対面・非書面による手続の効率化や利便性の向上を図る観点から、引き続き関係省庁と密に連携を図りながら、本日紹介した取組を着実に実行していく。

(小林主査)

すごく細かいことだが、最近マイナンバー通知が届き、マイナンバーカード交付を申請できるようになった。その際、送付方法が3つあった。ネット、郵送、あとは窓口へ直接行く場合もあるのかもしれないが、私は郵送を選んだ。自署の指示があったため署名をすればいいのだろうと思ったら、「印を押さなければいけない」といわれたので驚いた。デジタル、サイバーの世界にいこうという時に、なおもこの印を押させる意味というのがよくわからない。

文化を変えようという中で、過渡期には印が必要なかもしれないが、いっそのこと「判子文化」そのものを破壊していかないと、いつまでたっても旧態依然のままなのではないか。このあたりは、どう考えておけばよいかを聞きたい。

(三木谷議員)

私も20年間インターネットをやっているが、この1年くらい、今ほど世の中が大きく変わろうとしている時代はないと思っている。資料2に基づいて説明するが、ポイントは3つある。

1つ目は、対面、書面原則の撤廃というものを、より具体的に法案のレベルに落とし込んで明示をするべき。

2ページ以降に具体的な例が書いてあり、「法令手続きの原則オンライン化を進めるための体系的な法的仕組みの導入」から始まって不動産の話、それから処方箋、薬の話、または企業の株主総会、さまざまな労働契約、これも全部書面でやらなくてはいけない。対面・書面原則の撤廃が、総論OK各論ノーとならないように、具体的に進捗状況を管理していくとともに、基本法を制定することによってしっかりと進めていただきたい。

2つ目はシェアリングエコノミー。もともと製造業からどんどんソフトウェア事業が重要になって、そして今やエコシステムの時代に入っている。本来であれば、日本企業が先駆者になるべきだったと思うが、なぜそうならなかったかということを考えていくと、やはり日本のマーケットに規制が多く、クローズドなシステムになりつつあるということがある。シェアリングエコノミーというのは単純にホテルが新しく民泊になるとか、あるい

はタクシーがライドシェアリングになるということではなくて、社会の仕組みが変わることだと思っている。

働き方も変わる、資産の活用の仕方も根本的に変わるということなので、今までの規制、免許、許可といったものをインターネットの仕組みに置きかえていく必要がある。それによって多様なサービスが生まれ、さまざまな経済の活性化が進むということなので、単純に外国人の観光客がふえてホテルが足りないから民泊を促進しようということではない。世の中の仕組みがインターネットによってどうやって変わるかということを中心に、原則、規制というものは消費者を守るためにあったはずで、別に業界とかサービスプロバイダーを守るためにあるはずではない。社会の仕組みで十分安全性が担保されているのか、あるいは世界はどうなっているのか。こういうことをベースに、基本的には未来型の社会に向かっていかなくてはいけないと思っている。

例えば、今Airbnbというのがある。Airbnbのブライアン・チェスキーというファウンダーが言っていたのは、今世界で一番大きなビジネスは中国からのアウトバウンドと日本へのインバウンド。日本では物件数が1万3,000件登録されているという事実があるので、これは進めていかないと海外事業者が全部持っていき日本の事業者は全くできないということになる。

6ページに書いてあるとおり、今は6軒に1軒が空き家。ビジッドジャパンを進めて3,000万人を大きく上回る5,000万人、1億人というインバウンドのビジネスをすることで日本の経済に大きく寄与しようということであれば、これを積極的に進めていくという姿勢が必要。経済効果については、少なく見積もっても10兆円はあると思っている。

それから、8ページ目以降に具体的な制度提案を載せている。マイナス面を見ていけば色々あるが、海外でもこれがスタンダードになりつつあるという事実を考えて、我々としてはいち早く進めていくべきと考えている。対策についても記載しているのでご覧いただきたい。

また、やはり日本でもライドシェアも進めざるを得ないと思っている。

例えば、単純な料金で言えば、成田から東京に戻ってくると2万5,000円かかる。いかに安く機動性がある多様性のあるサービスを実現するかということが大事になる。

アメリカであればUberとLyft、それから欧州はBla Bla car、中国はDidi、アジアGrab Taxi、インドはOlaがある。インドのOlaはサービスが始まって1年あまりだが、1日100万人が使っているという状況。インドネシアのGO-JEKは、ジャカルタの交通事情が悪いのでタクシーでなくバイクでやろうということだが、これも1年間で1日100万人以上が使うサービスになってきている。何がいいかというと、料金以外にも2人、3人で乗ることができるということがある。

たとえば悪いが、若い人が少し遅くに家に帰ろうといってもタクシーがないから、朝までどこかで時間を過ごすということではなく、同じ方面に行く人が一緒にライドシェアをして帰ることによって2,000円、3,000円で帰ることもできる。今後は高齢者に向けた非常

に多様なサービス、また外国人に向けた多様な言語のサービス等、さまざまな形でこのサービスを導入することができる。今後労働力不足が予測される中で、物流面でもさまざまな可能性がある。経済効果としては少なくとも4兆円以上と考えている。

附属資料の中に、我々が出資しているLyftという会社の資料をつけている。資料中に「ドライバーへの影響」をつけているが、78%のドライバーは基本的にセカンドビジネスとしてやっている。現状のように非定期労働で一企業に囲まれるのではなく、さまざまな形の労働機会を一般市民に付与していくという意味においては、極めて意味がある。

こうしたことを進めることで、単純にインカムが増えるということだけでなく、家族と過ごす時間も増える。国統治、企業統治のタクシー行政からさまざまな形での利用手段を提供していくことが非常に重要。その次のページにいくと、57%の人たちが皆で集まっているところに行けるということで友人関係がふえた、84%の人たちが相乗りをしている。

要するに、いろいろな形で移動することで、レストランであったり、飲み屋であったり、いろいろなところが地域経済を活性化していく。特に、酒気帯び運転対策や安全性を考えていく中で、都市機能として極めて重要な要素だと考えている。

記載のとおり、「地域内支出の増加」ということで、73%の乗客が普段より多く支出し、長時間外出するようになった。具体的には45%の人が地元ビジネスにお金をさらに使うようになった。交通手段にお金を使うのではなく、実際にレストラン、サービス業、買い物というところにお金を使う形にかえていくべきではないか。

ちなみに、Lyftの場合は40%のドライバーがアーティストやエンターテイナー。芸術を追求する人たちに新しいインカムの手段を与える手段になる。ライドシェアだけでなくその他のシェアリングエコノミーもそうだが、ライフスタイルもワークスタイルも変えていくという話。2枚めくったところにあるとおり、自動車の稼働率というのは実は席ベースで見れば2%。5人乗りの車に1人しか乗っていないとしたらこれは20%だが、実は24時間ベースで見ると自動車の98%の席は空席である。

こういうものは、今後サステナブルではないということが世界の常識になりつつある。この先には当然、自動運転がくるわけである。今までのような交通手段が古くなっていくと、都市としての魅力がなくなるだけではなく、地域経済の活性化にも足かせになる。今後、多様化していく社会の中で、ニーズに合致したものができないのではないかとということで、我々としては反対が多いのは承知しているが、ぜひ進めていただきたいと思っている。

実際には安全性の基準はライドシェアリングのほうがタクシーよりも厳しい。各都市で求められる安全基準を上回る安全基準、保険がかかっているということで、むしろタクシーより安全というようなことになっており、97%の乗客がLyftのサービスについて高い安全基準を有していると実感をしている。

(金丸議員)

最初にIT総合戦略室提出の資料について意見を出させていただく。IT総合戦略室がこれまで取り組んできた、業務改革を踏まえた制度に依じての統廃合、クラウド推進については、記載の数字のとおり、かなり進捗・実現をしているので、この点については高く評価をしている。

今後については、これまでは政府の数等がKPIになっていた。これからはROIというか、投資をしながらもっとポジティブな方向性を導くというようなことで、今度は新たなKPIの設定というものが必要になる時期ではないかと思っている。

それから、代理機関のあり方のところに関して。先ほどの主査のペーパーでは、論点の整理のところ、データ流通に関する国民の安心感、信頼感を確保するためにこの代理機関の制度設計を行うとされていた。これについて、代理機関の制度設計をすれば国民の安心感、信頼感が確保できることになるかというのははなはだ疑問を感じている。私はIT総合戦略本部の本部員でもあるが、必然性・必要な意義についてはまだ理解不十分なので、今後の検討過程で私にも納得できる説明をしてほしい。

それから、シェアリングエコノミーに関しては、日本が国全体として新しい時代にふさわしいメカニズムを有した国になるかという視点については、三木谷議員からさっき発言があったとおり。現在に礎を置いて未来を見るか、未来を見てから現在を見るかというのは大きな違い。それから、各業法との調整に関して各省庁は大変だと思うが、今ある業法に近いところから新しい制度を考えるのか、全く新しい発想でかなり遠いところから考えるのかというのは、方針として大きな違う。ぜひ未来を見ながら現在を見て、変えるべきところは大胆に世界の先を行って欲しい。アメリカで規制改革会議のような会議が行われ、日本では新サービス・イノベーションで、クリエイティブなサービスが出てきたが、アメリカはどうしていくのか、というぐらいにならないと、日本が21世紀で輝く国にはならないのではないかと思っている。是非、今申し上げた視点で調整いただきたい。

(野原議員)

今日話したい具体的な内容は3点。まず、先ほど金丸議員からもあったとおり、IT総合戦略室が担当しているところについて申し上げたい。

代理機関の設立で情報流通を加速しようというところがあるが、中身をどう決めていくかが非常に難しい。今の整理の仕方はとてもわかりにくく、逆に情報流通にブレーキを踏むことにはならないかという気がしている。代理機関の中身をどう説明していくか、実際にどういう設計で、それぞれの領域をアクセラートしていくかということを検討していく必要がある。

2つ目はシェアリングエコノミーについて。三木谷議員、金丸議員からどんどん進めていこうという趣旨の御発言があり、私もその点についてはもちろん賛成。ただ、資料3のように活性化策をシェアリングエコノミー導入側から書くと、規制強化をアドオンするようなリスクもあるところがとても難しい。考え方として、同じようなサービスについて、

海外の規制環境がどうなっているかというようなところから発想して物を考えていけば、もう少し違うアプローチができるのではないかという気がしている。今のように、旅館業法や旅行業法等との比較においてそれに類するものを作って行こうという発想ではなく、どう自由度の高い制度にするかということを考えていく必要があると思う。

その観点で、シェアリングエコノミーの周辺ルールというのは法制度だけの問題ではなく、民のルールをどのように運営していくかということのほうが重要。この点一緒に議論せずに制度だけ議論を進めてしまうと、結局これまでの業法と似たような形になってしまう。

3点目として、小林主査からも指摘のあったIT原則への転換について。これは、何年も前からIT総合戦略本部でずっと唱えていたが、なかなか実現せずにもどかしい気がしていた。今回、より具体的に行政手続におけるIT原則の確立ということが進められるということで是非進めてほしいと思っているが、行政手続だけを一個一個チェックしていくというより、今回マイナンバーが導入されことも踏まえて、民のサービスも考えてほしい。引越で必要な光熱費関連手続等を一括してWEB上で全部入力して終わるといったことも、重要な観点。

行政手続が変わりましたということでチラシが届いて、今後はデジタルでできるようになりましたというようなやりとりよりも、生活の身近な部分の手続がどんどんWEBベースに切りかわっていくということが実感できるような形で進展していけばよいと考えている。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ただいま民間議員の方々から出た意見について、手短かにコメントいただきたい。

(向井内閣審議官)

最初のマイナンバー通知の担当は総務省だが、総務省の担当者が来ていないので代わりにお答えすると、おそらくそこまで意識せずにつくっている。

それから、現在IT総合戦略室で検討している法案を実際に出すのは3月半ばぐらいになる。シェアリングエコノミーについては、他省庁、あるいは規制改革会議などの検討はこれから始まるような状況なので、これらの検討も見ながら進めていきたい。今日の御意見を踏まえて可能な限り良いものをつくっていきたいと思っているので、これからも御指導をお願いしたい。

(山田総務省情報通信国際戦略局長)

先ほど小林主査から指摘のあった判子の話については、今の慣習では本人が見て内容を確認したということを証明する手段として判子が用いられている。向井審議官からもあったとおり、それに即して作ってしまったということだが、これからあらゆる手続について本当に判子が必要なのかということについては、きちんと見直していく必要がある。

また、一度個人番号カードを作ると、今後は判子を特に用いることなく、あるいは署名等を書き入れることもなく手続が進んでいくが、御指摘については重く受けとめる。

また、野原議員から指摘のあった件については、これから公的個人認証サービスが民間にも開放されるということになるため、今後は個人番号カードを活用して民の手続きもより電子化するよう順次進めていきたいと考えている。まだ十分に知られているわけではないので、周知を図るとともに必要な制度については整備をしていきたい。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、2番目のテーマ「IoT/BD/AI」について関係府省から実行状況の御報告をお願いする。

(鈴木経済産業副大臣)

世界に先駆けた第4次産業革命の実現はスピード勝負であり、官民を挙げて強力、迅速に取り組む必要がある。本日は、新たなビジネスモデルの創出、そのための規制改革やルールづくり等の社会実装を官民で進めるIoT推進コンソーシアム、次世代の人工知能の研究開発、海外の技術や人材も取り込みつつ産学連携の強化を目指すグローバルオープンイノベーション、第4次産業革命に向けた羅針盤となる官民共有の新産業構造ビジョンについて進捗状況を説明する。

資料5の1ページにあるとおり、IoT時代に対応し、産官学で利活用を促進するため、総務省と連携をし、IoT推進コンソーシアムを本年10月に設立。外資系、ベンチャー企業も含め、業種の枠を越えて約1,200の会員登録があった。

既存ビジネスモデルの変革を迫られる中、重要なのはスピード感、チャレンジ精神を持って具体的なプロジェクトを生み出し現地社会に展開していくことであり、自前主義に陥ることなく、業種の枠を越え、グローバルに連携し、広がりのあるプロジェクトの創出を目指すとともに日本への投資を売り込み、世界に冠たる先進国家を目指していく。

経済産業省としても、IoT推進コンソーシアムのもとに設置された「IoT推進ラボ」を通じて、IoTを活用した先進プロジェクトの創出に向けて企業連携、資金、規制の面から徹底的に支援するとともに、大規模社会実装に向けた規制改革提言、制度形成等の環境整備を行うとともに、セキュリティとデータ流通に関しても別途、ワーキンググループを設けて検討を行うこととしている。

また、11月5日に開催された「未来投資に向けた官民対話」でも、民間企業から示された自動運転、ドローン配達・施工管理、医療診断支援システムに関する規制等について、総理から今後の規制改革の方針が示されたところ。政府一体となって、第4次産業革命に向けた環境整備に取り組んでいく。

人工知能の研究開発については本年9月、総務省、文科省とともに3省連携に合意した。今後、ロボット、センサー等の周辺技術も含め、ロードマップを策定予定。さらに、IoT

推進コンソーシアム等、ものづくりの現場などの実世界のビッグデータとも連携するとともに、海外の研究機関、大学とも協力関係を構築して研究開発を実施している。

今後は、海外の最先端の技術、人材に取り込みつつ、それを国内で還流することはますます重要になっていく。そのため、世界的に優秀な研究者が魅力を感じる研究データの構築や、大企業とベンチャー間の人材、技術流動を促進するための支援、大学、企業の双方が本気でコミットする産学連携のあり方の見直し等を検討していく。

新産業構造ビジョンについては、先般閣議決定された『日本再興戦略』改訂2015に基づき、産業構造審議会に新産業構造部会を設置し、関係省庁一体となって来春の策定に向けて検討する。

IoT・ビッグデータ・ロボット、人工知能等の技術革新がもたらす第4次産業革命とも言うべき変革に対するため、第4次産業革命のインパクト、国際的な競争環境の変化を踏まえた我が国の戦略、2030年に向けた主要分野の将来像、産業・就業の変革、これらを踏まえた官民の取り組みについて議論を進めていく。

こうした第4次産業革命におけるグローバルな競争環境の変化は急激に進展しており、対応は待ったなしの状況。今後、ものづくり、物流、金融等、具体的な産業分野ごとに議論の深掘りを進めるとともに、産業・就業構造の変革へ対応するため、人材、技術、制度、ルールにおける横断的な制度整備についても検討し、官民対話や競争力会議の議論に反映していきたい。

(松下総務副大臣)

資料6に基づき、総務省において重点的に取り組んでいる内容について、本年6月に策定された成長戦略に盛り込まれた内容を踏まえて説明・報告したい。

本年6月に策定された成長戦略では、IoT・ビッグデータ・人工知能等が課題の一つとなっており、総務省でもこれを踏まえた取組を進めている。

先ほど鈴木経済産業副大臣からも話があったとおり、IoT推進コンソーシアムを設立した。また、本年9月に情報通信審議会に政策諮問を行い、IoT政策全体の在り方、そして重点的に推進すべき研究開発分野について総合的な検討を進めていただいている。

以降、それぞれについて説明させていただく。

IoT推進コンソーシアムにはワーキンググループが設置されており、経済産業省から説明があった先進的モデル事業のワーキンググループ以外のワーキンググループについて紹介する。

「技術開発WG(スマートIoT推進フォーラム)」については、第1回会合が12月4日に開催された。NICT(情報通信研究機構)が事務局であり、今後、産学官で連携して世界に先駆けた先進的な研究開発・実証に取り組んでいく予定。その他、経済産業省と連携して、新たに2つのワーキンググループを設置する予定。

「IoTセキュリティWG」では、サイバーセキュリティの確保に向けた新たな通信サービス

等について、ガイドラインについて検討していく予定。また、「データ流通促進WG」については、一定のプライバシーを確保しつつ、主として企業間でのデータ流通と新たなビジネス創出を促進する方策を検討していく予定。いずれも来年3月頃を目途に一定の取りまとめをすることとしている。

次に、情報通信審議会における中間報告案の骨子について、報告の背景となる変革、目指すべき社会像、IoT政策の方向性について順に説明させていただく。

資料上の「IoTによる変革」の箇所にあるとおり、IoT時代には、センサー、家電、自動車など、あらゆるものがインターネットにつながり、膨大なデータの収集・分析が可能となる。その成果を活用してどのような社会を目指し政策を講じていくかが課題。

「今後の社会像」の箇所にあるとおり、目指すべき社会のポイントとして2点ある。

第1は、収集されるデータを活用してサービスの利用者と供給者が協働でサービスを構築できるようになる。第2は、こうしたサービスを支える世界最高水準のICT基盤が必要となる点。

ICT基盤とは、ネットワーク等のインフラ資源、収集されるデータ、インフラやデータを使いこなす人材の3つの要素と考えるが、こうした社会を実現するための政策については、3つのポイントがある。

資料下の「課題例」の箇所にあるとおり、左から第1が「データ利活用」に関する政策であり、具体的には、データ利活用に関するルールづくりである。審議会の議論では、特に利用者個人のパーソナルデータについて、ルール不在のため貴重なデータが廃棄、死蔵の扱いを受けているとの指摘があった。早急にルールを整備し、こうした事態の回避が必要と考えている。

次に、「ネットワーク・サービス」に関する政策について、具体的にはサービス利用者全体のセキュリティ・リテラシーの向上に加え、サービスの提供者側でもIoT時代に必要なセキュリティサービスの基準づくりが必要。

最後に、「ネットワーク・インフラ」に関する政策についてIoT時代の要請に応えるネットワーク・インフラを整備するには、現在運営されているネットワークを構成する機器や人材について、抜本的な変革が求められている。こうした時代の要請に応えるための設備投資や人材育成に取り組んでいくことが必要。

以上のとおり、審議会では大まかな方向性を整理したところであり、諸課題について今後、政策の具体化を図っていく。セキュリティへの対応やテストベッドについては、早急に対応するための法整備を先行的に進める予定。

なお、参考までに、テストベッドのイメージを添付している。NICTにおいて、中小企業を含めた全国のさまざまな事業者が参加できるテストベッドを整備する。利用者の目に見える具体的なプロジェクトを実施し、データ利活用の推進に必要なルールの明確化も実施していく予定。

また、IoT、ビッグデータに関わる分野のうち、「①人工知能」「②自動制御・自動走行」

等の技術課題について、具体的なプロジェクトの推進方策等について検討を行う予定で、12月14日、情報通信審議会の中にワーキンググループを設置し、検討を開始する予定である。

以上、IoT、ビッグデータに関する総務省の取組について説明させていただいた。アベノミクス第2ステージの成功に向け、生産性革命・未来社会を実現するため、引き続き関係省庁の皆様と密に連携を図りながら、本日紹介させていただいた取組を着実に実行してまいります。

(生川文部科学省大臣官房審議官)

文部科学省の人工知能関連の研究開発の取り組みについては、先に経済産業省及び総務省から説明があったとおり密接に連携を図りながら推進をしてみたい。この分野は、国立情報学研究所を初め、文部科学省所管の大学や研究機関でも数多くの研究がなされてきている。そうした中、文部科学省では理化学研究所に「AIPセンター」という総合的な研究拠点を設置して、我が国の大学等の総力を結集するとともに、さまざまな研究機関、産業界と連携しながら強みに研究開発を推進していくことを検討している。

具体的には、日本が強みを有する脳や認知科学を活用した革新的な人工知能の基盤技術の開発、あるいはAI駆動科学と書いているが、人工知能の研究開発への応用、また、複数の大学と連携しながらデータサイエンティストやサイバーセキュリティ人材の育成などにも取り組んでみたい。

また、右側に「新領域開拓者支援」と書いているが、科学技術振興機構の競争的資金を活用しながら斬新なアイデア、独創的な研究者の支援を行っていくことも検討をしているところ。

(小林主査)

非常にまとまったご説明だと思うが、モノを中心としたリアルエコノミーと、データを基盤としたサイバーエコノミーをハイブリッド化する中で、アメリカのインダストリアルインターネットやドイツのインダストリー4.0とは違う、日本ならではの強みがどこなのかという議論がやはり少し弱いのではないかと感じる。

また、従来の経済の尺度は確かにGDP、あるいはGNIぐらいしかないのは事実だが、これらは新しい時代の経済に対応しきれていないと思う。今のところ我が国のGDPに算入されていない研究開発費15兆円が、来年には算入されるようになるだろうという話などもある中で、先ほどのシェアリングエコノミーも含めて、新しい経済の潮流に適応していく方向性を明確にするためには、サイバーとモノがハイブリット化した社会における人々のユーティリティ、効用、満足度、快適性といった要素を計測する尺度もそろそろ準備していく必要があるのではないかと。例えば、シェアすることで新しいものを買うという消費が減ることもあるかもしれないが、人々にとっての効用は確かに増大するはずだ。いつまでも物だ

けが増えるという時代ではない。こういったことを正しく反映できる尺度づくりにも一定程度の準備が要るのではないか。

(三木谷議員)

IoT/BD/AIが一番ホットな分野だが、人材が一番大きな問題。いわゆる情報工学を専攻している大学院生の数が、1学年に日本は1万6,000人しかいない。アメリカは大体36万人で、中国は100万人ぐらいおり、インドに行くとデータアナリストだけで何千人といるような会社がある。ちなみに楽天ではデータアナリストとして多数のPh.Dレベルを雇用しているが、90%は外国人。

だから、人工知能だ、ビッグデータと言っても、人材がないというのが一番大きな問題。人材育成はすぐには進まないので、やはり海外から連れてくる戦略を考える必要がある。

アメリカなどを見ていると、この分野はベンチャーが中心。アンドロイドをつくったアンディー・ルービンがGoogleを退職してロボティックスの会社をつくった例等を見ても、語弊があるかもしれないが既存の大企業にこの分野を切り開いていくのは難しいのではないかと考えている。やはり、ベンチャーをどう育てていくかということを考えて、例えば優遇的に研究開発費でベンチャーを支援するといった施策を考えないと、斬新なアイデアというのは出てこないのではないかと考えている。

また、日本を見ていて可能性があるのはペイメントの分野ではないか。ソニーがつくったフェリカが相当前に進んでいたが、結局国際基準になれずにApple Pay等がたくさん出てきてしまったので、国際的な基準をつかってリードする必要がある。どの分野で勝つかということを経営的に決めないと、総花的に進めてもなかなか難しい。90億円というのは大金だが、世界的に見ると限られた金額。投入分野を戦略的に特定する必要がある。

資料8の話になるが、IoT、データの時代になると、モバイルのネットワーク環境をどうするかということが重要。基本的には開放を進めていかないと、料金が高だけでなく、創造的なサービスがつかれない。

1つは、HLR/HSSを初めとした加入者管理機能の問題。今のMVNOは単純な回線の下請の流通で、小売の地位に甘んじている。様々なダイナミックなネットワークにアクセスできることで創造的なサービスができ、本当の意味での競争が出てくる。海外では道端にSIMの自動販売機が置いてあって、すぐ発売できるということになっているが、日本ではできない。MVNOの市場環境も、イギリスと大きく違ってきている。今、家計支出の6%ぐらいが携帯料金だが、安くすることで本当の意味での実用化が図れる。

IoTが本格的に普及する中で、現状のように完全にSIMがMNOに握られているところではなかなか創造的なサービスができない。SIMは本当は10円切るぐらいの値段だが、今MNOから買うときは3,000円ぐらいの値段で買わなければいけない。SIMが開放されれば、料金の問題だけではなく、ある時はWifiにつなげ、ある時は別のネットワークにつなげるといった、

様々な柔軟なことができる。

こういった部分の柔軟さがIoTの世界では非常に必要だと思うが、それができていない。IoTという観点からも、いわゆる加入者管理機能の抜本的な開放というのがとても重要。この競争環境の整備を、電力事業でやったように小売はオープンにしていくことで、翻っては競争環境を強くしていき、さまざまな創造的なサービス、機器開発につながることをなっている。現状取組を進めていただいていると認識しているが、一層よろしくお願ひする。

(金丸議員)

教育改革は理系改革が本丸だが、今はともすれば文系改革に話が行っている。国が抱えている借金が1,000兆円超ということで、先ほど少し触れたROI、本来はリターンがあるはずの投資について、単年度という窮屈な枠の中で今回のようなことも話し合っている状況。例えば、このAIPセンターで90億円と書いてあるが、この程度のお金では今先行しているところに追いつくのも無理で、逆転はもう不可能。国はGDPを100兆円アップすると言っている割に、100兆円アップするために何をすべきか、どれぐらいの規模を投資するかについてすごい制約条件の中でやっている。

軽減税率の議論を見ていると、3,000億円と4,000億円と8,000億円と1兆円という中で、財源をどうするかという議論が続いている。そうすると、我々もだんだんこの国には頼れないかもしれないと考えて、人材も世界から集めざるを得ないし、マーケットも世界に打って出なければいけないということになる。そうすると、日本の中にいるという意義がどんどん薄れてくる。

そういう意味で、教育改革とか人材改革についてはいつも文部科学省の人をチアアップしているが、いい中身を考えて、政府にはこれぐらいのお金を用意してほしい、これぐらいのリターンは文科省と経産省と総務省が保障する、コミットするというようなことでお金を大胆に使うべきである。そうでないと戦力の逐次投入になって、世界との差がどんどん広がっていくのではないかと危惧している。産業競争力会議では、ダイナミックなアプローチをぜひ皆と一緒に知恵を出し合っしてすすめていきたい。

それから、先ほど三木谷議員から指摘があったとおり、今のビジネス環境の変化はスピードを要求されるので、既存の大企業にそれを求めるのは苦しい。大企業は意思決定プロセスも完成しており、外部株主、コンプライアンス対応等ばかり余儀なくされている。一方、AirbnbやUberの創業者は、破壊的なイノベーションと言っているわけなので、今の業法等よりも顧客満足に視点を置いて、マーケットをメイクしていったりリスクをとっている。これこそベンチャーの役割である。

最近の「未来投資に向けた官民対話」はベンチャー企業も呼んでいるようだが、視点を大きく変えないと、今の動きの遅い人とコミュニケーションをしている限り大股には歩けないのではないかと。

(野原議員)

ちょうど今、IoTやビッグデータやAIに関する技術、関連サービスの最新動向を調べて分析しており、今日もそういった議論をしてきたところ。そこで強く感じるのは、AI関連の技術等の一番の特徴は、以前はスパコンで多額のお金をかけてやってきたことが、クラウドとデバイスさえあれば、スピーディーに安くできるということ。

そうすると、R&Dの研究開発分野の話で資料に書いてあるが、日本が競争優位な分野をどうやって探すかという点について、すごく高いお金でやってきた人たちがいるところに軽々とやってしまう人たちを当てていかなければいけないみたいな状況があり、まさにイノベーションのジレンマが起こっているのではないか。

三木谷議員や金丸議員の指摘と重なるが、ある領域の解析エンジンをつくれる人、アルゴリズムがわかる人は、専門分野というか、専門分野の違う人材でも研究開発領域としてはスパコンでやっていたこととすごく近いというような、そういった難しさがある。研究開発の予算を誰にどうやってつけるかというのはとても重要な問題なので、正しく新たな次のジャンルに向けて研究している人につけていかないととんでもなくずれた形になってしまう。そこを適切に進めていけるように、ぜひしっかり検討していただきたい。

(三木谷議員)

ダイナミズムがなぜ欠けているのかと考えていくと、役人がどこにお金を入れるかを決めている、というところがかかりある。

アメリカだと、ハーバード大学にしる、スタンフォード大学にしる、MITにしる、なぜあれほど金が集まるかというフィランソロピーがあるから。10億、20億ではなく何千億円という金が集まる。それはなぜかとずっと考えていると、3つ理由があると思っている。1つは、税金を国が割り当ててではなくて、ビジネスの感覚のある人がフィランソロピーで、どの研究に、ということでダイナミックに投資をする。山中教授のグラッドストーン研究所に私は寄附しているが、一緒にいたセールスフォース・ドットコムマーク・ベンオフは非常にバイオ分野に詳しい。

したがって、アントレプレナーシップを公的な研究に導入するために、フィランソロピーのためにはどういった税制にしたほうがいいのかという観点が必要。お金が税金として徴収されてから割り振られるという形から、ビジネスの知識・成功経験がある人が、自分の判断に基づいて投資をするとなると、スーパーコンピュータはもうやめましょうよという話になると思う。

そうなるはずが、今はその機能が働きにくく、フィランソロピーの税金の問題と、公的財団法人の認可が非常に厳しい。

ビルゲイツ財団がエイズになぜあれだけお金を使っているかという、自分たちがこれは社会的な大きな問題であると思ったときに、自分たちの研究開発を決めることができる

から。やはり公的財団法人の認可というものも重要。

それから、私は千葉の重粒子センターに寄附をしたが、余り喜ばれなかった。なぜ喜ばないかという、3,000万円寄附したら予算が3,000万円削られるから。アメリカはマッチングというコンセプトがあって、3,000万円民間から集めてくると、国が3,000万円追加で出すというシステムがある。やはりそうやって民間で成功した人のお金を、どうやって最先端の研究開発に割り振るかという仕組みを考えないと、同じことを繰り返されるのではないか。

(保坂経済産業省大臣官房審議官 (経済産業政策局担当))

御指摘いただいた、人材獲得・育成、投資の問題については、先ほど申し上げた新産業部会の中でも金丸委員に御指摘いただいているところ。1つ動かして解決するものではなく、全体を一気に変えていかなければいけないので、今問題点を洗い出しているところ。早急に全体を整理した上で来年春までに中間で取りまとめをしていきたいと思っているので、引き続き御指導をよろしくお願いしたい。

(山田総務省情報通信国際戦略局長)

人材の話は、育成の問題、企業における採用といった、実際に雇用にどう結び付けていくかといった出口の問題について総務省の審議会でも大変に議論になった。審議会では初等教育の問題などを含めた様々な議論が出ており、経済産業省とよくコミュニケーションを取りながら3月ぐらいまでに一定のまとめをしていきたい。

また、ベンチャー支援についても、総務省内でテストベッドをできるだけベンチャー企業が優先して使ってもらえるように、というような話をしているので、さまざまな手段をとっていきたい。

(生川文部科学省大臣官房審議官)

三木谷議員から指摘のあった人材が足りない、という点は我々も全く同じ問題意識を持っている。したがって、先ほど申し上げた文部科学省のプログラムの中では人材育成というのは非常に大きな柱の一つとしており、具体的には国立情報学研究所と大学が連携をしながら、相当程度の数の人材育成を行っていきたいと考えている。

それからもう一つ、資金規模から考えて対象とする分野を戦略的に集中していくべきだという御意見、これも指摘のとおり。アメリカでは、企業で年間数兆円の投資がされているという状況で、日本が意味のあるプロジェクトをやっていくためには相当集中投下をしていく必要があるということで、具体的に何をやっていくのが課題。

日本の強み、日本が付加価値をつけられる部分は何かということで、今、具体的に検討しているところなので、引き続き御指導いただきたい。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

最後にテーマ3、モバイル分野の競争促進について、まず総務省の松下副大臣から御説明をいただく。

(松下総務副大臣)

今年の日本再興戦略において、モバイル分野の競争促進、利用環境整備のために新たに講ずべき具体的施策として、①モバイルネットワークの機能開放、②MNPを利用したMVNOへの振りかえ手続の迅速化、③携帯電話の期間拘束・自動更新付契約のあり方の検討等を盛り込んだ。それぞれの施策に関する具体的な取り組みの内容について、資料9に基づき説明をする。

まず、2ページの資料は、総務省がモバイル分野の競争をさらに推し進めるために取り組んでいる制度改正の全体像を示すもの。

モバイル分野で競争を進めるためには、MVNOの事業環境を整えることが重要であり、MVNOがMNOからネットワークを借りる際のルール、すなわち接続ルールの充実が欠かせない。

一例を紹介すると、携帯電話網について接続料を設定する機能、接続料の算定方法等については、従来NTTドコモやKDDIのような2種指定事業者がガイドラインに基づき判断していた。

今後は事業者間協議の迅速化や接続料算定方法の透明化を図るため、これらを省令で規定するよう、本年5月に電気通信事業法を改正した。資料の中で新というマークを付しているのが改正法に基づき省令で規定する事項であり、総務省では省令改正案について本年11月からパブリックコメントを実施しているところ。

次に、3ページ以降は、個別の取り組みの紹介。まず、モバイルネットワークの機能開放に関する取り組み、とりわけ加入者管理機能について説明する。加入者管理機能とは、携帯電話番号、端末の所在地など、顧客情報を管理するデータベースのことであり、ネットワークを制御する根幹の機能。したがって、その保有、運用については、MVNOが携帯電話事業者との間で技術的、経済的な観点から十分に協議することが必要。

現在、一部の要望するMVNOと携帯電話事業者との間で、MVNOが加入者管理機能を保有することについての技術的可能性や経済的負担等を整理すべく、協議が進捗している。

総務省としては、事業者間協議のさらなる促進を図るため、MVNOが加入者管理機能を保有するための加入者管理連携機能の開放を促進すべき機能に位置づけるガイドラインの改正案を策定し、本年11月からパブリックコメントを実施中。

次に4ページだが、従来、利用者がMNOからMVNOへの電話番号を変更せずに通信契約を乗りかえる、すなわちMNPを利用して乗りかえるには、申し込みから利用開始まで数日間の手続期間が生じていた。総務省において事業者間協議を促進した結果、WEB申し込みの場合、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みや、店頭申し込みの場合、利用者の端末に対して遠隔でSIMを書きかえる仕組みがMNOからMVNOに提供さ

れるようになり、本年9月までに準備の整ったMVNOから即時にMVNOサービスを利用できる環境が整った。

総務省においては、これらの機能について、今後もMVNOの要望に応じて必要な機能が提供されるよう、MNOがMVNOに提供することが望ましいことを位置づけるガイドラインの改正案を策定し、本年11月からパブリックコメントを実施している。

次に、5ページで携帯電話の期間拘束・自動更新付契約のあり方の検討等について御説明する。まず、主要携帯電話事業者が本年6月から7月にかけてメールによる契約の更新月のプッシュ型通知を開始しており、総務省においてもプッシュ型通知を制度的に義務づけるよう省令の改正案を策定し、本年11月からパブリックコメントを実施している。

次に、違約金を支払うことなく解約できる期間、すなわち更新月についても、主要携帯電話事業者において1カ月から2カ月に延長する方向で検討が進められている。さらに、「期間拘束・自動更新付契約の在り方」については、総務省の研究会において集中的に検討を行い、本年7月にその成果を一定の方向性として公表した。

その中では、期間拘束が自動更新しないプランを設けることが適当といった提案がなされ、事業者が自主的にサービス改善に取り組むことを強く期待するとされており、現在、主要携帯電話事業者において対応が検討されているところ。

(三木谷議員)

資料8の6ページ目のとおり、ヨーロッパでは行政がかなり踏み込んで適正な競争環境を整えるようにしている。

その次が、7ページで「EU結合規則適用事例」。わかりやすくいうと、道路、電気、それから電波、周波数帯域というのは基本的には国民のものであるということなので、安いWifiなり、安いモバイルの接続というのは国民の権利である。そのために、それを実現するための適正な競争を促していく。

周波数帯域は今MNOに割り当てているわけであるから、それをヨーロッパでは、例えばドイツであれば30%をMVNOへ販売する。アイルランド、オーストラリア、イギリスでも同様の行政になっている。これによって競争環境ができて、大変貴重な資産である周波数帯域が適正なマーケットプライスで取引されることになってくるので、そこをぜひやってもらいたい。

8ページに、「今後の進め方」ということで3点を挙げた。1つ目が、競争環境を評価するKPIをしっかりとつくってほしい。ヨーロッパの例では30%ぐらいと出ているが、そういうKPIがあってもよい。

2つ目は接続料を引き下げる更なる促進をぜひしっかりとやって欲しい。具体的な計算式をつくってしっかりと取組んでほしい。

それから、3番目に競争の更なる促進するための事業者間協議、これをしっかりと進めるように環境整備して欲しい。

先ほど申し上げたとおり、IoTを考えていくと、全ての機器がSIMカードを持っていくことになるので、極めて重要なポイントかと思っている。前向きな対応をよろしく願います。

(福岡総務省総合通信基盤局長)

ただいま、三木谷議員から指摘があったMVNOの利用環境、普及環境をさらに整備していくということは、私どもも非常に重要だと思っている。

御指摘があったヨーロッパ等においては、歴史的に1980年代からそういった動きがあったということがあるものの、日本の場合は若干遅れており、2000年に入ってから進んできている。

制度面では相当追いついていると思っているが、特に御指摘の加入者管理機能については、先ほど松下総務副大臣から御説明したように、総務省としても初めて使ったタームである開放を促進すべき機能に位置づけている。

これが見えてくれば、さらに次のフェーズにも進んでいきたいと思っている。接続料金の問題を含めて、今回の電気通信事業法の改正で大きな枠組みが整ったので、これをいよいよ推進していくタイミングになってきたと思っており、引き続きしっかりフォローして進めていきたい。

(高鳥内閣府副大臣)

まず、小林主査を初めとする民間議員の方々、並びに各省庁の熱心な議論に感謝を申し上げます。

議論を聞いていて、印鑑社会からの脱却、対面、書面原則の撤廃、シェアリングエコノミー等、日本の伝統・慣習が大きく変わるのかなと感じている。

一方で、民泊については近隣とのトラブルであるとか、衛生面、治安面がどうなのかということもあるので、安全性が担保されるということはもちろん必要なことなので、必要な法整備はしっかりやっていただきたい。

そして、やはり日本は世界との競争に勝っていかなければならないわけなので、世界の最先端をいく心意気で取り組んでいただきたい。

本日の議論を踏まえ、各省庁においては作業や検討を加速していただくこと、それから、必要に応じて改めて御報告をいただくことをお願いして御挨拶とする。